

農地法第3条を申請される方へ

白鷹町農業委員会

1. 農地法第3条許可申請とは・・・

農地法では、食糧生産の源である農地の有効利用を図るため、農地の権利移動に対して制限を設けています。農地を農地として利用するために売買・賃貸借・贈与・使用貸借等をする場合は農業委員会の許可を必要とします。(農地法第3条第1項)

この許可申請のことを農地法第3条許可申請といいます。

2. 農地法第3条許可を受けるには・・・

(1)主な資格要件

- ・取得する農地全てを自ら又は世帯員で将来にわたり耕作すること。
(他人に貸すため、あるいは売る目的での取得はできません。)
 - ・耕作に必要な機械等を備えていること。
 - ・譲渡人の意思が確認される方であること。
- ※下限面積要件は R5.4.1 より撤廃されました。(詳しくは裏面をご覧ください。)

(2)申請手続き

農地法第3条申請用紙に必要事項を記入、押印し添付書類とともに農業委員会事務局に提出してください。但し、所有権移転であって全部事項証明と住所が異なる場合は原則住所変更登記を済ましてから申請して下さい。

受付締切日は毎月10日です。**土日祝日の場合は、その直前の平日(開庁日)**となります。

※原則として本人申請ですが、代理申請の場合は本人自筆の委任状を添付してください。

(3)申請に必要な書類

権利の種類 必要な書類	所有権の移転 (売買・贈与・交換)	賃貸借権 の設定 (有償の貸し借り)	使用貸借権 の設定 (無償の貸し借り)	備考
3条許可申請書 (3部提出) 3条許可申請書 別添 3-1、3-2、3-3 (各1部提出)	○	○	○	農業委員会又は町ホームページ
全部事項証明 (原本1筆ごと発行から概ね3ヶ月以内のもの)※電子証明不可	○	○	○	法務局(米沢支局又は長井サービスセンター)
住民票 (原本) (町外の方が申請する場合)	○	○	○	住所地の住民票交付窓口
耕作証明書 (原本) (譲受人が町外の方)	○	○	○	住所地の農業委員会
土地名寄帳 (生前一括贈与、農業者年金受給者の再設定の場合)	生前一括贈与のみ ○	—	農業者年金の再設定のみ ○	税務出納課

◎農地法第3条申請時における新規就農者・非農家の取扱について

農業経営基盤強化促進法等の農地法関連法が一部改正され、これまで規定されていた、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が令和5年4月1日をもって撤廃されることとなりました。下限面積要件の撤廃により取得時に経営面積が30a未満の場合でも農地を取得することができます。

※本町では原則として営農確認面談は実施しません。ただし申請者から希望があった場合は実施いたします。

: 注意事項 :

- ・申請書の誤った箇所は二重線で訂正し正しく書き直してください。捨印がない場合は二重線で訂正した上に申請に使用したハンコを押印ください。(修正液・修正テープは無効です。)
- ・申請書は黒のボールペン等の消えないものでご記入ください。
- ・所有者の全部事項証明(登記)の住所が現住所と異なる場合は、住民票等(現住所までの履歴のわかる書類)を添付してください。
- ・生前一括贈与を申請する際には、受贈者が贈与者の法定相続人であることを証明する書類(戸籍謄本)を添付してください。

問合せ先

〒992-0821

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

TEL 0238 (85) 6128

FAX 0238 (85) 2509